

京情個審答申第 27 号
令和 6 年 1 月 26 日

京都府公安委員会
委員長 増田 壽幸 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定（不存在等）に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和 4 年 4 月 18 日付け公委第 372 号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が非公開（不存在等）とした判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和元年12月27日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府公安委員会（この答申において「処分庁」という。）に対し、「平成〇年〇月〇日に〇が〇で急変し、時間経過後に119番通報された音声と通報者が記録された資料、覚知してから現在までの（音声、録画、写真、医療データ類と下記を含める）全ての記録、全ての資料。119番通報を覚知して〇施設及び〇病院に駆けつけた者の氏名と役職が記載又は記録された資料の一切。その際、〇から〇の状況を告知された者の氏名とその記録。〇病院の救急室の中で〇の写真撮った者の氏名と役職、その時に映した写真の全て、それに立ち会った全ての者の氏名と役職、〇病院から撤収する旨の指令をした者の氏名と役職、その時間が記載された記録と資料。同日、死亡した〇に関する全てのもの。遺族対応をした全ての者の氏名と役職、その時間と内容が記載された記録と資料。遺族に対して解剖の適切な説明を行わず、司法解剖にすべき遺体を新法解剖にした者の氏名と役職。解剖に立ち会った者の氏名、〇を〇警察署内に運び入れてから遺族に引き渡すまでの間に〇に触れた全ての者の氏名。調査、捜査、押収品、検視、検案、解剖、遺体安置、弁護士対応、現場検証、面会など、全ての記録、全ての資料。これらを担当した者（医師を含む）の氏名、及び、これらの者が作成した（写真を含む）全ての資料、一切の記録。霊安室で〇に面会した者の氏名、遺体管理者の氏名、押収品を管理した者の氏名、遺族対応をした者（全ての）氏名と役職、日時、その記録。医師及び弁護士を含み〇に関する話を担当者とした者の氏名とその内容。〇の相談、供述、主張、告知（郵送による文書、電話による会話を含む）等に関する全ての記録、資料の一切。それぞれに対応した者の氏名と役職。上記に関する（それぞれの日付・時刻・内容詳細）が記録された記録、資料。」を内容とする公文書（以下「本件公文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和2年1月17日、処分庁は、本件公文書は保有していないとして、公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 令和2年4月17日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として審査庁である公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- 4 令和4年4月18日、諮問庁である京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書並びに当審議会における口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 処分庁は、その職務内容として、京都府警が持つ情報の入手は非常に容易であり、保有していると同義の状態にあるため、京都府警からその情報を入手して公開すべきである。
- 2 審査請求人は、本件公文書に係る特定の事案（以下「本件事案」という。）において当該特定の個人が殺害されたと考えており、遺族としてその経緯、原因等を知る権利がある。にもかかわらず、本件処分によって京都府警の保有する情報を知る権利を侵害されている。

第5 諮問庁の説明の要旨

弁明書及び再弁明書並びに諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書は、処分庁が行う業務に該当せず、京都府警察本部長の業務に属するものである。
 - (1) 都道府県公安委員会の組織及び権限は、警察法（昭和29年法律第162号）第38条第1項において「都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。」と定められており、さらに、同条第3項において「都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。」と規定されている。
 - (2) また、都道府県公安委員会の運営については、同法第45条で「この法律に定めるものの外、都道府県公安委員会の運営に関し必要な事項は、都道府県公安委員会が定める。」とされている。

そして、同条の規定に基づいて定められた京都府公安委員会運営規

則（昭和30年公安委員会規則第12号）は、「（京都府公安）委員会は、（警察）法第47条第2項の京都府警察の事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。」（同規則第2条第2項）とし、同条第3項において、「前項の大綱方針は、（警察）法第47条第2項の京都府警察の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。」と定められている。

(3) すなわち、都道府県公安委員会の行う「管理」とは、個々の事務執行を含まず、大綱方針を定めてこれによる事前事後の監督を行うことである。

そのため、京都府警察に対する処分庁の立場は、京都府警察の個々の事務執行を含まず、大綱方針を定めてこれによる事前事後の監督を行うことを意味し、その監督は、内部的に警察本部長を通じて行われるものであって、直接に他の警察職員を監督することではない。

また、個別具体的な事件事故について監督するものではないことから、個々の事件事故等に係る文書を保有しない。

2 そして、条例第1条第1項において、「公安委員会」や「警察本部長」はその他の実施機関と同様に、それぞれ独立した実施機関として規定されている。公文書公開は、公開請求を受けた各実施機関が現に保有する公文書の公開を行うものであるところ、審査請求人の主張によれば本件事案については特定の警察署の警察官が取り扱ったとのことであり、本件事案の関係書類が当該警察署において作成保有されているのであれば、請求先は処分庁ではなく、また、処分庁は警察署長が保有する公文書の公開請求について関与するものではない。

3 以上のことから、本件審査請求には理由がなく、処分庁が非公開とした判断は、妥当である。

第6 審議会の判断理由

1 審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、処分庁による本件処分の適否について検討する。

(1) この点について、警察法は、第38条第3項及び第47条第2項において都道府県公安委員会が都道府県警察を「管理」する旨を定めており、同法第45条の規定により定められた京都府公安委員会運営規則は、処分庁が同法第47条第2項の京都府警察の事務について「運営の大綱方針」を定めるものとし（第2条第2項）、「運営の大綱方針」を「京都府警察の事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すもの」と規定している（同条第3項）。

(2) これらの規定により、処分庁は、警察本部長を通じて、運営の大綱方針に基づいて事前事後に監督を行うのであり、個別具体的な事件事故を含む京都府警察が処理する個々の事務執行を監督するものではなく、また、直接に個々の警察職員を監督するものではない旨、諮問庁の職員により当審議会に対し申述があった。

(3) さらに、条例第1条第1項は、「公安委員会」と「警察本部長」を知事、議会、教育委員会等の実施機関と同様に、それぞれ独立した実施機関として規定している。

ここに「警察本部長」を「公安委員会」から独立した別個の実施機関とした理由は、個別法において、都道府県公安委員会の権限に属する事務と警察本部長の権限に属する事務が各別に存在し、それぞれ独立の権限を有することによるものである。

(4) これらのことから、「公安委員会」は「警察本部長」を包摂するものではなく、また、警察法第38条第3項にいう「管理」には、警察本部長が執行する個々の事務を含むものではないことが明白である。

よって、本件公文書を保有していないとする諮問庁の説明に不合理な点はなく、本件請求に係る文書については、不存在であると考えることが相当である。

2 なお、審査請求人は、公安委員会が「京都府警」から本件公文書を入手して公開すべきである旨、主張していると解される。

しかしながら、上述のとおり、公安委員会と京都府警察はそれぞれ独立した別個の実施機関であり、公安委員会が警察本部長を個々の事務執行について「管理」する関係にはないことから、審査請求人の主張には理由がない。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 4月19日	諮問書の受理
令和4年 6月28日	第1回審議会
令和4年10月21日	第2回審議会
令和4年12月13日	第3回審議会
令和5年 2月 8日	第4回審議会
令和5年 6月 9日	第5回審議会
令和5年10月24日	第6回審議会
令和6年 1月11日	第7回審議会
令和6年 1月26日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己
委員 奥 野 美奈子
委員 原 田 大 樹
委員 宮 本 恵 伸
委員 山 舗 恵 子